

心の健康づくり基本方針

平成28年 4月 1日

J A 岐 阜 厚 生 連

1. 位置づけ

本方針は、厚生労働省の「労働者の心の健康の保持増進のための指針」に従って、本会の心の健康づくり活動ならびに労働者の心理的な負担の程度を把握するための検査（以下、「ストレスチェック」という）の具体的推進方法を定め、もって職員の心の健康づくり及び活気のある職場づくりに取り組むためのものである。

2. 心の健康づくりの目標

職員の心の健康は、職員とその家族の幸福な生活のために、また事業場の生産性及び活気のある職場づくりのために重要な課題であることを認識し、メンタルヘルス不調への対応だけでなく、職場でのコミュニケーションの活性化などを含めた広い意味での健康づくりに取り組む。

具体的には以下の目標を掲げる。

- (1) 管理監督者を含む職員が心の健康問題について理解する。
- (2) 円滑なコミュニケーションの推進により活気ある職場づくりに取り組む。
- (3) 管理監督者を含む職員の心の健康問題を発生させない。

3. 推進体制

管理監督者、産業医、人事労務部門、安全衛生委員会等がそれぞれの役割を果たす。

4. 推進事項

以下のとおり実施する。

- ① 相談体制
管理監督者を含む職員が相談しやすい体制の充実を図る。
- ② 教育・研修及び情報提供
適切な活動を推進できるように情報提供及び教育・研修の実施を図る。
- ③ ストレス対策
職員がストレスに気づいて対処できるように、職場環境等を含め各種のストレス対策を実施する。
- ④ 取り組み方法等
心の健康づくりの体制整備や取り組み方法を、事業場に周知徹底する。
- ⑤ プライバシーへの配慮
個人情報のお秘密保持に十分配慮する。

※ 本指針は厚生労働省「ストレスチェック制度実施マニュアル」に基づき策定し表明するものである。